

6/28  
五月二

# 災害緊急事態条項は必要?

現場から考える  
2016 参院選

下

すでに現行法にある〈緊急事態〉規定

- ・災害対策基本法  
国会を開けない時、生活必需品の配給や物価を決める政令を制定
  - ・大規模地震対策特別措置法  
自治体の首長やNHKなどの指定公共機関へ必要な指示
  - ・原子力災害対策特別措置法  
自治体の首長に、住民避難をさせるよう指示
  - ・警察法  
警察を一時的に統制し、警察庁長官を直接指揮
  - ・国民保護法  
都道府県知事に、武力攻撃に備えたりする措置を指示

熊本を最初の「震度7」が襲った翌日の4月15日。菅義偉官房長官は記者会見で問われて答えた。「国民の安全を守るために、国家や国民がどのような役割を果すべきかを憲法などから位置づけるかは、極めて重く大切な課題だ」

戦争や内乱の際に、国が

戦争や内乱の際に、国が非常措置を取るための「緊急事態条項」に触れた発言だ。自民党は東日本大震災以後の2012年に作った震災による大規模な自然災害も法改正草案でこの規定を盛り込み、緊急事態を宣言する条件の一つに「地震等による大規模な自然災害」も挙げた。4月下旬には、改憲を求める人たちの集会で、「条項があつたら熊本でもっと対処できた」といつた発言が出た。

緊急事態条項の必要性について、熊本県内の被災地

の受け止めはどうなのか。  
「国の一リーダーシップで  
初動対応を実現させるべき  
だ」（磐島町の荒木泰臣町  
長）といった肯定的な受けは  
止めがある一方、南阿蘇村の  
長野敏也村長は「災害対  
策基本法で規定すれば大す  
き夫」とし、「不要」とみ  
る。震度7に2度襲われた  
益城町の西村博則町長も「  
人命救助も復旧も、条項  
がなくても支障は感じなか  
った」としている。  
南小国町の高橋周二町長  
は緊急事態条項を設けない

「必ずしも不要と見えない」としながら、「地域によって被害の実情は異なり、一律の指示ではかえって混乱する可能性がある」と指摘する。

犠牲者の約8割が建物の倒壊などによる「圧死」とされた1995年の阪神大震災。自らも被災した弁護士

本井護士連合会の元災害復興支援委員会委員長）は「耐震補強で防げた命が多かった。緊急事態条項が當時あり、国に権力を集中させていたとして何ができるといえるのか」と疑問を投げかけた。

被災自治体を対象にした昨年の調査では、財産権とがれき処理との関係で「自治体が「憲法が災害対応の障害になつた」と答えたとい

この問題は、市町村長にそれがれき撤去の権限を与えてあるといふいる災害対策基本法64条の適用でクリアであるとする永井さん。災害救助法や警察法などでも首相や

事らの機能強化が可能なことを踏まえ、「災害対応は憲法の話ではない。法律をどう使うかの問題」と語る。

## Q 「緊急事態条項」ってなに？

A 災害対策基本法などにも規定  
がされているを踏まえ、「遵守」の意味

A 戰争やテロ、大規模な災害等の非常事態が起きた際に、その対応のために政府に強い権限を与えるための規定のことだ。

法的 応のないと など  
権限 法上の根拠が必要ではないが、根拠があることが望ましいと考えた」としている。

ただ、福島県浪江町の馬場<sup>はづか</sup>町長は「災害時に人命を救うのは、緊急

A ない。自民党は東日本大震災後<sup>1</sup>の2012年に発表した憲法改訂草案に盛り込み、「震災における政府(当時の民主党政権)の対応の反省を踏まえて、緊急事態に対処するため

事態条項ではなく、情報だ」と話す。  
11年3月原発の状況を伝える情報  
がまったく届かず、結果的に放射線  
量が高い地区に住民を避難させてし  
まつたことを悔やむ。

「外國の憲法でもほんどの國で盛り込まれてゐる」と説明している。  
Q 具体的にはどんな内容なの?  
A 皆の投票権を宣言す

（注）法律ではなく憲法に規定するところ、何が問題があるのであるか？

A 旨の緊急事態を宣稱すれば、  
①内閣は法律と同効力の政令を  
制定でき、②国民の生命・財産を守  
るために國などの指示にだれもが従  
わなければならぬ、③國会議論の日  
期も延長しえる——というのだ。

當時想定されることは、戦争や内乱なども広く対象となり、乱用されれば独裁につながる危険をはらんでいる。反対している人の懸念もここにあります。

#### 非常時想定 政府に強い権限

**A** 戦前のドイツのワイメアール憲法には大統領が緊急命令を發布できる条文があり、これが乱用された結果、ナチス独裁への道を開いたところである。